

第 1 回固定資産評価審査委員会議事調書

会 議 事 項	1 委員長・合議体・審査長について (1) 委員長の選出 (2) 委員長職務代理者の指名 (3) 合議体の指定等 2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について 3 固定資産評価審査申出の状況について 4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について 5 その他
会 議 場 所	瀬戸市役所北庁舎 3 階 303 会議室
会 議 日 時	令和 7 年 8 月 5 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 0 時 3 0 分まで
会 議 要 領	別紙のとおり

上記のとおり会議を行った。

令和 7 年 8 月 5 日

委員長 伊藤 昌幸

委員長職務代理者 竹本 弘司

委員 浅田 正巳

委員 瀧本 友子

委員 鈴木 洋子

委員 市野 眞知子

書 記 白木 秀典

別 紙

会議冒頭、事務局から今年度事務局職員の異動及び評価庁の税務課の組織改編による部の変更があったため、異動内容の報告が行われた。

前委員長の任期が7月29日で満了しており、現在委員長が空席のため、議題1(1)まで事務局が、議題1(2)以降は議題1(1)で決定した委員長が議事を進行させた。

議題1 委員長の選出及び職務代理者の指定について

(1) 委員長の選出について

委員長選任方法等に関する説明が事務局から「資料1-1」により行われ、他委員から推薦のあった伊藤昌幸委員を、本日8月5日から翌年8月4日まで委員長に選任することが、全会一致で決定した。

(2) 委員長職務代理者の指名について

委員長職務代理者の選任方法等に関する説明が事務局から行われ、伊藤昌幸委員長が竹本弘司委員を、本日8月5日から翌年8月4日まで委員長職務代理者に指名した。

(3) 合議体の指定等について

合議体、審査長、審査長代理についての説明が事務局から行われ、事務局作成の素案に基づき委員6人が協議し、合議体を以下のとおり構成することに決定した。

第1合議体（家屋）浅田正巳審査長 伊藤昌幸審査長代理
瀧本友子委員

第2合議体（土地）鈴木洋子審査長 竹本弘司審査長代理
市野真知子委員

また、合議体の運営について、これまでと同様、原則として一方の合議体の3委員が審査する場合、他方の合議体の3委員はオブザーバーとして参加することで了承された。

議題2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について

瀬戸市固定資産評価委員である総務部長から、評価庁（税務課）職員が紹介され、評価庁（税務課）固定資産税担当主幹から、「資料2」により説明を受けた。

主な質疑内容は、次のとおり。

【委員】 説明の中の市民からの問い合わせ内容に、「事故物件について」というものがあつたが、どういう内容か。

【評価庁】 賃貸などは、不動産情報に事故物件の表示があると価格が安くなるが、税金は安くなるかというもの。回答としては、税金は安くない。

議題3 固定資産評価審査申出の状況について

事務局から「資料3」に基づき以下のとおり報告がなされた。

固定資産評価審査申出期間は、地方税法第432条の規定により、「価格を固定資産課税台帳に登録し、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで」と定められている。今年度の公示日は令和7年4月1日(火)で、納税通知書は4月11日付けの4月11日(金)発送であつたため、郵便が到達する日を最大7日として、概ね3か月後の令和7年7月18日(金)まで審査申出期間とした。

今年度の申し出はなかつた。

主な質疑内容は、次のとおり。

【委員】 申出期間の7月18日以降に申出があつた場合はどうなるのか。

【事務局】 原則7月18日以降の申出はできないので、申出のご意向がある方には税務課や当事務局でその旨説明する。また、税の更正などがあつた場合に申出期間が変わることがあるので、あまりないと思うが7月18日以降でも審査をする場合がありうる。

【委員】 申出期間外に来た方も翌年度の申出期間であれば、再度申出ができるか。

【事務局】 原則3年に1度の評価替の年のみなので、分筆等があつたケースを除き、基本的には翌年度も申出をすることはできない。

【委員】 評価に関すること以外の申出があつたらどうするか。

【委員】 評価に関することは固定資産評価審査委員会、税金の賦課に関することは市長に申出をするはずだ。

議題4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について

事務局から「資料4-1・2」により根拠条例及び市長へ提出する報告書の案が提示され、説明がなされた。

委員審議の結果、事務局作成の報告書案どおり提出することを決定した。

委員からの質問は特になかつた。

議題 5 その他

事務局から事務連絡があった。

以上